

平成 28 年 10 月 31 日

堺市長 竹山 修身 様

堺市中心市街地活性化協議会
会長 坂本 和之



「堺市中心市街地活性化基本計画（変更案）」に対する意見書

中心市街地の活性化に関する法律第 15 条第 9 項の規定にもとづき、堺市中心市街地活性化基本計画（変更案）に対する意見書を提出いたします。

（意見）

堺市中心市街地活性化基本計画（変更案）（以下「基本計画案」という。）は、堺市の中心市街地を活性化させる計画として、具体的な取り組みに合わせた効果的な変更をおこなうものであり、妥当である。

（付帯意見）

中心市街地活性化に向けて、次の点に留意して、基本計画案を着実に実行されたい。

1. 基本計画案に盛り込まれている事業について、進捗に合わせて住民や商業者へ情報提供を行いながら、引き続き円滑な推進または促進を図られたい。